

令和 8 年度（2026 年度）オープンイノベーション促進事業業務委託 基本仕様書（案）

1. 業務の目的

本市では、将来の地域経済をけん引する企業の育成のため、成長が期待されるスタートアップ等の掘り起こし及び成長段階に応じた支援を行い、スタートアップエコシステムの構築に向けて取組みを進めているが、特に、事業会社との連携によって新たな価値を生み出す「オープンイノベーション」の観点を持ったスタートアップの存在は、地域経済の活性化において重要な役割を果たす。

そこで、全国のオープンイノベーションに関心の高い事業会社と、共創に意欲的な熊本圏域のスタートアップとのマッチングや共創実現のための伴走支援事業を実施することで、スタートアップ等の実績構築や認知度向上を後押しし、さらなる事業拡大等に寄与することで本市産業の振興を図ることを目的として実施するもの。

2. 履行場所

熊本市内及びその他事業実施にあたって必要と認められる場所

3. 履行期間

契約締結日～令和 9 年（2027 年）3 月 31 日

4. 業務概要

（1）事業全体の企画構想

- ・本事業全体の基本設計の策定。

※本事業を効果的かつ円滑に遂行するために必要な人員体制、活動内容、スケジュール等を提案するとともに、本事業の目的を達成するため、マッチング件数等の具体的な成果指標についても併せて示すこと。

- ・本事業のホームページを作成し、本事業の内容や参加要件、支援メニュー等を記載すること。

※本事業終了後のホームページの管理については市と協議したうえで決定すること。

- ・本事業のプロモーション（フライヤー作成、SNS 等による広報）を行うこと。

（2）スタートアップの募集・選定

- ・支援スタートアップ等の掘り起こしを行うこと。
- ・支援スタートアップ等の募集から選定に関する業務を実施すること。

※採択件数は 4 社以上を想定しているが、効果的な実施に繋がる件数についても提案すること。

※選定方法や選定基準については市と協議したうえで決定すること。

（3）採択スタートアップ向けのセミナーの開催及び共創要件の整理

- ・採択スタートアップ向けに、事業会社との共創のポイントを学び、共創要件を整理するセミナーを開催するとともに、事業会社との共創要件の整理の支援をすること。
- ・共創要件の整理の支援にあたっては、採択スタートアップごとに伴走支援を担当するメンターを配置すること。

※セミナーの開催方法や事業会社との共創要件の整理について、本事業を効果的に進めるための手法

について提案すること。

(4) オープンイノベーションに関心の高い事業会社の掘り起こし及びマッチング

- ・オープンイノベーションに関心の高い事業会社等の掘り起こしを行うこと。
- ・(3) で整理した共創要件を踏まえ、採択スタートアップとの事業相性等、総合的観点からマッチングを行うこと。

※効果的なマッチング手法について、具体的に提案すること。

(5) マッチング後の共創に向けた伴走支援

- ・選定したスタートアップ等と事業会社に対して共創実現に向けた個別伴走支援を実施すること。

※伴走支援の効果的な手法について、具体的に提案すること。

(6) 成果報告会の開催

- ・支援によって創出された効果について、支援スタートアップ等による成果報告会を熊本市の他スタートアップ支援事業の成果報告会とまとめて令和9年(2027年)2月下旬に実施する。

※成果報告会の実施に当たっては、市及び全体統括を行う受託者と連携し、企画の検討、スケジュールや運営体制等の調整を行うこと。

(7) その他

- ・昨年度本事業で採択されたスタートアップ等の共創実現に向けた個別伴走支援を実施すること。

※共創実現に向けた効果的な手法について、具体的に提案すること。

5. 実績報告

(1) 業務実績報告書の作成

令和9年(2027年)3月中旬までに、実施結果について報告書を電子データで提出する。

6. その他

- (1) 本業務に関する資料・成果品の一切の権利は、すべて熊本市に帰属するものとし、受託者は市の許諾なしに他に公開、貸与及び使用してはならない。
- (2) 受託者は、本業務において知り得た情報について他人に漏らし、また、自己の利益のために利用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守するとともに、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき適切な管理を行わなければならない。
- (4) 業務の実施に当たっては、本市(起業・新産業支援課)と綿密な連携を図ること。
- (5) 業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む)のために必要となった経費は、受託者が負担する。
- (6) 本仕様書に記載が無い事項について、疑義が生じた場合は本市及び受託者ともに十分協議の上、解決するものとする。
- (7) くまもと森都心プラザビジネス支援施設 XOSS POINT. と連携を行い、本事業の業務を遂行すること。